

2025 年 7 月 22 日

お客様各位

出光興産株式会社

電気需給約款（低圧）等改定のお知らせ

平素は弊社の電力サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、料金の算定において日割り計算が発生する場合の算定方法について、「電気需給約款（低圧）」等の文書を一部改定することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

今後もお客様ニーズに柔軟に対応し更なるサービス拡充に向けて取り組んでまいりますので、内容ご理解賜りますとともに、引き続き弊社サービスをご愛顧下さいますようよろしくお願いいたします。

記

1. 適用開始日

2025 年 7 月 22 日

2. 改定文書

- ・電気需給約款（低圧）
- ・S プラン要綱
- ・オール電化プラン要綱
- ・低圧電力プラン要綱
- ・ドライバースプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。
- ・ホームプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。
- ・ビジネスプラン要綱 ※現在サービス加入受付を停止しております。

3. 改定内容

- （１）新旧対比表：別紙をご確認ください。
- （２）改定後の全文：弊社 HP に掲示しております。

<https://denki.idemitsu.com/terms/list.html>

4. 本件に関するお問い合わせ先

■お問合せ先

出光興産「電気お客様センター」

☎0120-033-364（フリーダイヤル）

【受付時間】9:00-17:30（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

以上

(別紙)

■電気需給約款（低圧）の改定について

変更前	変更後
17.料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日または計量日（以下「検針日」といいます）から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間もしくは直前の検針日から終了日までの期間といたします。	17.料金の算定期間 料金の算定期間は、前月の検針日または計量日（以下「検針日」といいます）から当月の検針日の前日までの期間といたします（以下「 <u>検針期間</u> 」といいます）。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間もしくは直前の検針日から終了日までの期間といたします。
19.料金の算定 (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 (イ)電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合 (ロ)その他当社が適当と判断した場合 (2)料金は、需給契約ごとに当該電気料金プランの料金を適用して算定いたします。	19.料金の算定 (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。 (イ)電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合 (ロ)その他当社が適当と判断した場合 (ハ) <u>検針期間の日数</u> がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、 <u>5日を上回り、または下回る場合</u> (2)料金は、需給契約ごとに当該電気料金プランの料金を適用して算定いたします。
20.日割計算 当社は、19（料金の算定）(1)(イ)(ロ)の場合は、当社が別に定める電気料金要綱により日割計算をいたします。	20.日割計算 当社は、19（料金の算定）(1)(イ)(ロ)(ハ)の場合は、当社が別に定める電気料金要綱により日割計算をいたします。

■各電気料金要綱の変更について

電気需給約款にあわせ、日割り計算に関する記載を改定いたします。

改定後の約款は弊社 HP からご確認をお願いいたします。